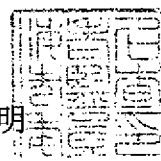


海老名市監査委員告示第9号

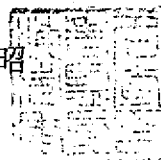
地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により令和4年10月11日に提出された海老名市職員措置請求について、同法第242条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表する。

令和4年12月6日

海老名市監査委員 雨宮 徳 明



海老名市監査委員 清水 昭



第1 監査の請求

1 請求人

住 所 省 略

氏 名 省 略

2 請求の受理

海老名市職員措置請求書（以下「本件請求」という。）は、令和4年10月11日に提出され、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備したものと認め、令和4年10月11日にこれを受理した。

3 請求の要旨

本請求の要旨は、次のとおりである。（内容は原文のまま。）

（1） いつ、誰による、どのような財務会計上の行為又は怠る事実

- ・ 海老名市は令和3年11月8日（月曜日）16時30分から新潟県新発田市と「災害時における相互応援に関する協定」の締結調印式を海老名市役所6階で行った。締結調印式のあとに両市の関係者が懇親会をホテルで行い、その費用は出席者各個人の負担であった。個人負担の懇親会は公務に該当しない、その懇親会実施の前に待機場所としてホテル会議室の利用があり、その会場費が公費から支出された。この会場費¥59,620円が公費から支出された事は不当である。

（2） その行為又は怠る事実が違法又は不当である理由

1. 公務に該当しない懇親会の待機場所として公費を支出することは不当である。
2. 懇親会の待機場所は不要であり、公費から支出することは不当である。
理由は以下の点である。

- ① 懇親会場所は新発田市からの参加者の宿泊先ホテルであり、待機場所を

各自の宿泊部屋にするのが妥当である。あえて待機場所として別の会場を設けるような必要性が無い。

② 「懇親会待機場所の利用目的として、翌日の市内視察のスケジュール調整や、懇親会の進行調整」を上げているが、費用のかからないホテルロビーを利用すること、または事前調整で対応可能な内容である。

③ 「懇親会待機場所の利用目的として、感染予防として」を上げているが、一ヶ所に人を集めることは、むしろコロナ感染リスクを高めることになり不適切な対応である。

(3) それにより、市がどのような損害をこうむるのか

- ・ 海老名市の公費から懇親会待機場所としての会場費¥59,620円の支出が行われた事。

(4) 誰がどのような措置を講ずることを求めるのか

- ・ 海老名市長 内野優殿に対して、会場費¥59,620円を公費に返還することを要求する。

第2 監査の実施

1 監査委員の除斥

本件請求の監査においては、法第199条の2の規定により、倉橋正美委員を除斥とした。

2 監査対象事項

新潟県新発田市との「災害時における相互応援に関する協定」（以下「協定」という。）締結に際し、締結調印式以降の行事打合せ等に利用したホテル会議室の会場費を公費で支出したことが、請求の要旨、請求人の陳述及び証拠書類から判断して、法第242条第1項に規定する「不当な公金の支出」にあたるか否かを監査対象事項とした。

3 監査対象部課

財務部財産・車両課（以下「財産・車両課」という。）

市長室危機管理課（以下「危機管理課」という。）

4 請求人の証拠の提出及び陳述の実施

請求人に対し、法第242条第7項の規定により、令和4年11月7日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。請求人は、当該陳述において請求の趣旨に係る補足説明を行い、その際、新たな証拠書類の提出はなかった。

5 請求人の証拠書類

- （1） 所管部署の二見裕司理事兼危機管理担当部長（当時）が令和4年3月第1回定例会で回答した会議録
- （2） レンブラントホテル海老名が発行した、海老名市長宛の請求書、発行日は令和3年11月17日

6 関係人の事情聴取

法第199条第8項の規定により、令和4年11月15日に財産・車両課及び危機管理課の関係職員から事情を聴取した。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

本件請求について監査の結果、次の事実を確認した。

- （1） 財産・車両課は、令和3年11月8日に危機管理課が利用したレンブラントホテル海老名の会場代として、同月17日に59,620円の支出命令を行った。
- （2） 海老名市は令和3年11月8日に新潟県新発田市と協定の締結をし、同日午後4時15分から海老名市役所庁舎6階の議員全員協議会室において約20分間、締結調印式を行った。その後、新発田市長と新発田市職員及び関係者13名並

びに海老名市職員 4 名の合計17名は、レンブラントホテル海老名に移動し、同ホテル 2 階宴会室プリマヴェーラ I を利用した。利用時間は、午後 6 時から隣室で開催される懇親会開始までの約 1 時間である。また、利用の主たる目的は、翌日の市内視察のスケジュール調整、懇親会待機場所及び懇親会の進行調整である。

(3) 上記のうち翌日の市内視察のスケジュール調整は、新発田市長による防災施設等視察の班と、任意団体の盛綱会の視察の班それぞれに対して実施し、所要時間は合計約40分、参加者は合計17名であった。

(4) 当時、神奈川県は新型コロナウイルス感染症の流行に関して、令和 3 年10月25日から11月30日までを基本的対策徹底期間とした感染防止の取組を実施していた時期であった。このため海老名市は、感染者数の少ない地域である新発田市からの訪問者に対し、感染防止に特段の配慮を必要としていた。

(5) 新発田市・海老名市懇親会は午後 6 時から午後 7 時30分まで、レンブラントホテル海老名 2 階プリマヴェーラ II で開催された。懇親会参加者は25名で、このうち21名が会費を私費で負担した。

2 監査委員の判断

請求人の陳述、事実関係の確認及び関係職員の陳述の聴取を実施した結果は、次のとおりである。

新潟県新発田市との協定締結に際し、締結調印式以降の行事打合せ等に利用したホテル会議室に対する海老名市の公費支出については、請求人が主張する「公金の支出は不当であり、市に損害を与えた。」とは認められず、不当な公金の支出にはあたらない。よって、請求人の主張には理由がないものと判断した。

以下「請求の要旨」に記載した事項ごとに判断の理由を述べる。

(1) 「公務に該当しない懇親会の待機場所として公費を支出することは不当である。」について

今回、市が利用したホテル会議室は、翌日の市内視察のスケジュール調整、懇親会待機場所及び懇親会の進行調整を実施する目的で約1時間借用された。このうち、翌日の市内視察のスケジュール調整については、40分程度の時間が使われた。翌日の視察は協定の実効性を高めるために不可欠な公務であったことから、今回のホテル会議室の利用は公務の実施のために使用した割合が大きく、全てが私的な事業に対する支出とは言えない。

(2) 「懇親会の待機場所は不要であり、公費から支出することは不当である。」について

懇親会には、両市の市長はじめ、海老名市からは市議会議長、両副市長及び職員7名が出席した。また、新発田市からは職員のほかに、令和元年から協定締結に尽力した任意団体の関係者10名が出席した。このことは、協定の実効性を高めるとともに、両市の信頼関係を確立し、有益な活動を行っている団体との友好関係の構築を図るものであり、公的な要素が大きいものであると考えることができる。

請求人は懇親会の待機場所は不要と主張するが、新型コロナウイルス感染症対策としてホテルのロビー（ホワイエ）を使用することは、感染を避ける観点から望ましくなかったものと判断した。

(3) 請求の要旨でいう理由の3点については、以下のとおりである。

ア 「①懇親会場所は新発田市からの参加者の宿泊先ホテルであり、待機場所を各自の宿泊部屋にするのが妥当である。あえて待機場所として別の会場を設けるような必要性が無い。」について

ホテル会議室の利用目的は、前述の、1事実関係の確認、(2)のとおりである。このうち、翌日の市内視察のスケジュール調整においては、任意団体である盛綱会会員に対し、詳細な打合せが必要であったことが提出されたスケジュール表から確認できる。打合せは、質疑応答を含め40分程度の時間を要したとする担当課職員の説明は不自然ではない。このことから、今回のホテル会議室の主たる利用目的は、打合せであったと考えられ、この結果を共

有するため、会場を視察参加者全員が一堂に会することができる場所としたことは妥当である。

- イ 「②『懇親会待機場所の利用目的として、翌日の市内視察のスケジュール調整や、懇親会の進行調整』を上げているが、費用のかからないホテルロビー（ホワイエ）を利用すること、または事前調整で対応可能な内容である。」について

事業が行われた令和3年11月8日は、神奈川県を含む一都三県で、令和3年10月25日から11月30日までを基本的対策徹底期間とした、新型コロナウイルス感染症対策が実施されていた時期であった。

会場となったホテルは、神奈川県に「感染防止対策取組書」を登録している事業者で、ガイドラインに沿ってソーシャルディスタンス確保等の対策を行っており、当時、ロビー（ホワイエ）での打合せは感染防止の観点から禁止されていたことを確認した。

- ウ 「③『懇親会待機場所の利用目的として、感染予防として』を上げているが、一か所に人を集めることは、むしろコロナ感染リスクを高めることになり不適切な対応である。」について

事業が実施された令和3年11月、新発田市には新型コロナウイルス感染症の新規感染患者がいなかったことが市ホームページから確認できる。新発田市の参加者が当時懸念していたのは、感染が収束しない首都圏で不特定多数の者と接触することによる感染であったということは理解できる。

不特定多数の者との接触の可能性があるホテルのパブリックスペースといわれる場所を避け、同じマイクロバスで新発田市から移動していた出席者及び特定の海老名市関係者のみで会場を使用したことは、感染予防の見地から妥当であったと判断できる。

第4 意見

本件監査の対象となった支出は、新発田市との災害時相互応援協定締結にあたり

新発田市長ほか関係者を招いて実施した締結式に関連したものである。この際には調印式のほか懇親会や視察等が実施されたが、当時、新型コロナウイルス感染症の流行が収束前であったことから、いずれの実施においても感染症対策が最優先された。

本件の対象である支出についての監査結果は前述のとおりであるが、公費の支出にあたり、事業が公務か否か判断が必要な場合にあっては、支出の妥当性について明確な根拠が必要である事は言うまでもない。また、市議会の答弁においては、明瞭で分かりやすいものとするなど、市民への説明責任を果たすことに力を尽くすべきである。